

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成21年 3月27日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第4号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第4号)

平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,655万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,427万2千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年 3月27日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		26,553	△26,553	0
	1 基金繰入金	26,553	△26,553	0
歳入合計		1,180,825	△26,553	1,154,272

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		477,167	50,376	527,543
	1 総務管理費	476,927	50,376	527,303
3 民生費		696,887	△76,929	619,958
	1 社会福祉費	696,887	△76,929	619,958
歳 出 合 計		1,180,825	△26,553	1,154,272

平成20年度 広島県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第4号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	26,553	△26,553	0
歳入合計	1,180,825	△26,553	1,154,272

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	477,167	50,376	527,543	0	0	0	50,376
3 民生費	696,887	△76,929	619,958	0	0	0	△76,929
歳出合計	1,180,825	△26,553	1,154,272	0	0	0	△26,553

2 歳 入

(6款) 繰入金

(1項) 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	26,553	△26,553	0	1 財政調整基金繰入金	△26,553	財政調整基金繰入金 △26,553
計	26,553	△26,553	0			

3 歳 出

(2款) 総務費

(1項) 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	476,927	50,376	527,303	0	0	0	50,376	25 積立金	50,376	積立金 50,376 財政調整基金積立金 50,376
計	476,927	50,376	527,303	0	0	0	50,376			

(3款) 民生費

(1項) 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 老人福祉費	696,887	△76,929	619,958	0	0	0	△76,929	28繰出金	△76,929	繰出金 特別会計事務費繰出金	△76,929 △76,929
計	696,887	△76,929	619,958	0	0	0	△76,929				

